

○予防接種実施規則の一部を改正する省令による改正後の予防接種実施規則附則第四条第三項の規定による予防接種実施規則第十五条の読替表  
(傍線部分は予防接種実施規則の一部を改正する省令による改正後の予防接種実施規則附則第四条第三項による読替部分)

<p>予防接種実施規則の一部を改正する省令による改正後の予防接種実施規則附則第四条第三項の規定による読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>(第二期予防接種) 第十五条 日本脳炎の第二期の予防接種は、前条第二項に規定する日本脳炎の第一期の予防接種の追加接種終了後六日以上の間隔において乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、○・五ミリリットルとする。</p>	<p>(市第二期予防接種) 第十五条 日本脳炎の第二期の予防接種は、乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、○・五ミリリットルとする。</p>